

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

規 則

○福島県港湾の管理に関する規則の一部を改正する規則

規 則

福島県港湾の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第六十六号

福島県港湾の管理に関する規則の一部を改正する規則

福島県港湾の管理に関する規則（昭和三十二年福島県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一号機、二号機、」及び「、タイヤマウント型水平引込式起重機については四十トンを超える重量の貨物」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（港 湾 課）